

所沢市建設工事における

現場代理人、主任(監理)技術者、営業所の専任技術者の兼務一覧

○:兼務可 △:条件を満たせば兼務可 ×:兼務不可

		専任を必要としない工事(※1)				専任を必要とする工事(※2)				
		現場代理人	主任技術者	監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任技術者	監理技術者	営業所の専任技術者	
同一工事	現場代理人		○	○	×		○	○	×	
	主任技術者	○			△(※3)	○			×	
	監理技術者	○			△(※3)	○			×	
	営業所の専任技術者	×	△(※3)	△(※3)		×	×	×		
別工事	専任を必要としない工事(※1)	現場代理人	△(※4)	×	×	×	△(※4)	×	×	×
		主任技術者	×	○	○	△(※3)	×	△(※5)	×	×
		監理技術者	×	○	○	△(※3)	×	×	×	×
	専任を必要とする工事(※2)	現場代理人	△(※4)	×	×	×	△(※4)	×	×	×
		主任技術者	×	△(※5)	×	×	×	△(※5)	×	×
		監理技術者	×	×	×	×	×	×	×	×

- ※1 請負代金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満で、主任(監理)技術者の配置に専任を必要としない工事のこと。
- ※2 請負代金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上で、主任(監理)技術者の配置に専任を必要とする工事のこと。
- ※3 工事現場に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に、工事現場と営業所が近接し、常時連絡が取れる状態である場合に兼務が可能。
- ※4 以下の(i)~(iii)のいずれかの条件を満たす場合に兼務が可能。
 (i) 次の条件をすべて満たす2つの工事
 ア 所沢市(上下水道部、市民医療センター含む)発注の工事
 イ 設計金額が1件当たり、3,500万円未満の工事
 ウ 現場代理人の兼務が認められている工事
 (ii) (i)以外の場合でも、次の条件をすべて満たす工事
 ア 所沢市(上下水道部、市民医療センター含む)発注の工事
 イ 「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」に基づき、主任技術者の兼務が認められた工事
 (iii) 一方の工事は(i)に該当し、他方の工事については(ii)に該当する2つの工事
- 参照⇒ [「現場代理人の常駐規定の緩和について」](#)
- ※5 主任技術者の配置に専任を要する工事のうち、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度の範囲内にある工事である場合に兼務が可能。
 (注) 監理技術者には適用されません。
- 参照⇒ [「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」](#)